

2020 年 度

常葉大学 静岡水落キャンパス

聴講生 募集要項



1 聴講生を募集する授業科目及び人数

「民法特殊講義」(法学部法律学科専門科目 講義・2単位) 若干名

授業日：後期金曜3時限(15回)

2020年9/11・9/18・9/25・10/2・10/9・10/16・10/30・11/6・11/13・11/20・11/27・
12/4・12/11・12/18・2021年1/8

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、日程の変更・中止の可能性があります。
ご了承ください。

※授業日の○の数字は時限を表します。(例：2/6②は、2月6日の2時限)

1時限 9:00～10:30 2時限 10:45～12:15 3時限 13:15～14:45

4時限 15:00～16:30 5時限 16:45～18:15

※授業内容・計画等を記載したシラバスは、別紙をご参照ください。

※本学の学生が優先となりますので、履修人数または施設等の関係により、受講許可できない場合があります。

※授業日程は都合により変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

2 聴講許可の時期及び期間

(1) 聴講許可の時期・・・2020年 9月上旬

(2) 聴講期間・・・・・・2020年 9月11日(金)～2021年 1月19日(火)まで

3 出願資格

以下の項目のいずれかに該当する者のみ、出願の資格があります。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 教授会において、前号に規定する者と同等以上の学力があると認めたもの
- (3) 上記の他、聴講に必要な学力があると学長が認めた者

4 出願期間

2020年 6月 8日(月)～2020年 6月15日(月)

郵送により出願する場合、出願期間最終日必着分に限り受理します。

窓口持参の場合は、次頁記載の【出願書類提出先・問い合わせ先】に提出してください。

窓口業務時間は、平日8時45分から16時30分までです。

一度受理した書類・学納金等は、いかなる理由があってもこれを還付しません。

5 出願方法

下記の出願書類〔1〕～〔6〕を提出してください。

出願書類は、公式サイトよりダウンロードしてください。

公式サイトURL：<http://www.tokoha-u.ac.jp/>

【出願書類】

- 〔1〕 聴講生願書（本学所定の用紙）※捺印もれのないようにしてください。
※顔写真（縦 3.0 c m × 横 2.4 c m）を貼付してください。
- 〔2〕 履歴書（市販のもの） ※履歴書には顔写真の貼付は不要です。
- 〔3〕 公的機関が発行する運転免許証や保険証等の身分（住所、氏名等）を証明できる書類の写し
- 〔4〕 聴講期間を満たす在留資格を有することを証する書類（外国籍の者のみ）
- 〔5〕 誓約書（本学所定の用紙）
- 〔6〕 顔写真 1 枚（縦 3.0 c m × 横 2.4 c m） ※聴講生証用に使用しますので、聴講生願書に添付したものと別に 1 枚用意してください。

【出願書類提出先・問い合わせ先】

常葉大学 静岡水落キャンパス 教務課
〒420-0831 静岡市葵区水落町 1 番 3 0 号
TEL 0 5 4 - 2 9 7 - 3 2 0 0（代表）
FAX 0 5 4 - 2 9 7 - 3 2 1 3
MAIL mz-kyoumu@sz.tokoha-u.ac.jp

6 選 考

提出書類・希望者数等により審査し、許可・不許可を通知します。

7 聴講手続

聴講が許可された方には、後日「聴講許可及び授業料請求書」を郵送いたしますので、授業初日（授業開始前）にご持参ください。授業料についても、授業初日（授業開始前）に大学の自動発行機で納め、「申請書・申込書」を発行の上、教務課にご提出ください。

※自動発行機は高額紙幣に対応していないため、2,000 円札・5,000 円札・10,000 円札は取り扱いできません。窓口での両替もできませんので、あらかじめ釣銭のないよう両替してきてください。

なお、授業初日に来校できない場合は、授業開始日 1 週間以内に手続きを完了してください。

8 学納金

授業料は、1 単位あたり 7,500 円です。

授業料の他、教育に必要な費用は、別にこれを徴収することがあります。

一旦納付された授業料及びその他の納付金は、いかなる理由があっても還付しません。

9 聴講生証の交付

授業料の納付が完了された方には聴講生証を交付します。受講の際は必ず聴講生証を携帯してください。

10 教科書

受講を認められた科目で指定された教科書がある場合、各自で書店やネットなどを利用して購入して

ください。

教科書は、別紙のシラバスで確認することができます。

11 休講・補講等

休講の場合、原則として個別連絡はいたしませんので、水落校舎 1F エントランスホール「教務関係」掲示板を必ず確認してください。

12 成績等

聴講生は定期試験がありませんので、受講科目の単位（成績）を修得することはできません。ただし、聴講した旨の証明書の交付を受けることができます。

13 その他

- ・自家用車での通学はできませんので、公共交通機関をご利用ください。なお、自転車で通学される方は、事前に教務課までご連絡ください。
- ・聴講生が、本大学の諸規程に反する行為又は本学の秩序を乱したと認められる行為をした場合は、聴講の許可を取り消します。
- ・外国籍の者が本学の聴講生になることで、「留学」ビザを取得することはできません。

〔学校法人常葉大学 個人情報保護指針〕

本大学では、園児・児童・生徒・学生・患者並びに教職員の個人情報データベース等を、教育・医療・研究の活動及び支援に必要な業務を遂行するために利用します。

一方、日本国憲法第三章国民の権利と義務における基本的人権の享有と性質(第十一条)及び個人の尊重、生命・自由・幸福の追求の権利の尊重(第十三条)の立場から、プライバシーを中心とする個人情報は適切な管理のもと保護されなければなりません。

本大学では、個人情報の保護に関する法律の他、文部科学大臣並びに厚生労働大臣が定める指針及び地方公共団体が講ずる措置等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

また、個人情報保護規定及び学校・病院別取扱要項を策定し、情報の収集及び教職員の研修を通し、個人情報取扱事業者の義務として取組を適宜見直し、継続的な改善を行い、常に個人情報の適正な利用と保護に努めます。